

## 改訂のあらまし

## 【図書名等】 粉じんによる疾病の防止（指導者用）

コードNo. 23433（旧 23410）第2版 定価 3,080 円（本体 2,800 円+税 10%）

272 ページ（旧 308 ページ）、表紙の色：黄緑と青系→白地に茶系

【発行日】 令和5年9月8日

## 【改訂のあらまし】

改訂のあらまし	該当頁
<p>平成29年2月第1版発行以降の法令改正および「第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年3月）」の策定等に伴う必要な修正を行うとともに、最新の知見に対応した修正等を行った。また、図表番号を編ごとに枝番表示とした。</p> <p>主な改訂箇所は次のとおり。</p> <p><b>第1編 粉じんによる疾病と健康管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p><b>第2編 粉じんによる疾病の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表2-5中「ファン静圧範囲」の数値を一部差し替えた。</li> </ul> <p><b>第3編 粉じん作業の管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p><b>第4編 呼吸用保護具</b></p> <p><b>第1章 呼吸用保護具の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸用保護具の種類において、「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（P-PAPR）」および「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（G-PAPR）」の2種に区分けするとともに、最新の知見に基づき記述を改めた。</li> <li>・図4-1中「（酸素濃度18%未満でも有効）」に、ただし書きとして「ただし、指定防護係数が1,000以上で全面形面体を有するものに限る」の文言を追記した。</li> <li>・図4-2「防じんマスク用型式検定合格標章」の寸法表記を改めた。</li> <li>・写真4-1「防じんマスクの例」に「(1)取替え式（吸気補助具付き）（半面形）」の写真を追加した。</li> <li>・表4-1中「取替え式防じんマスク」における「吸気抵抗」及び「排気抵抗」の記載方式を改めた。</li> </ul> <p><b>第2章 防じんマスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧版P85の表3「粉じん等の種類および作業内容における防じんマスクの区分」を削除し、新たに「表4-6 粉じん等の種類および作業内容に応じて選択可能な防じんマスク及び防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」を掲載した。</li> <li>・「③ 防じんマスクの顔面への密着性の確認（シールチェック）」中、確認方法の記述を改めた。</li> <li>・「(2) 防じんマスクの使用に当たっての留意事項」中、一部記述を改めた。</li> </ul> <p><b>第3章 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（P-PAPR）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更するとともに、本文等では「P-PAPR」と略称表記とした。</li> <li>・写真4-2中「(2)ルーズフィット形」呼吸用保護具の写真（2点）を差し替えた。</li> </ul> <p><b>第4章 送気マスク</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真4-3中「(2)送風機型（電動）ホースマスク」の写真を差し替えた。</li> <li>・「2. エアラインマスク」中、⑤の記述を一部改めた。</li> </ul>	<p>55-56</p> <p>78-81</p> <p>78</p> <p>80</p> <p>80</p> <p>81</p> <p>92</p> <p>84-85</p> <p>85-86</p> <p>89-91</p> <p>90</p> <p>95</p> <p>99</p>

<p><b>第5章 空気呼吸器</b> ・特になし</p> <p><b>第6章 要求防護係数と指定防護係数ならびにフィットテスト</b> ・新たに「第6章 要求防護係数と指定防護係数ならびにフィットテスト」の項を追加した。</p>	105-108
<p><b>第5編 関係法令のあらまし</b></p> <p><b>第1章 法令の基礎知識</b> ・特になし</p> <p><b>第2章 労働安全衛生法のあらまし</b> ・「3. 安全衛生管理体制」の記述を改めた。 ・旧版の「第3章 労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則（抄）」については、特別教育用テキストとして必要以上のものであるため本テキストから削除した。</p> <p><b>第3章 粉じん障害防止規則の逐条解説</b> ・粉じん障害防止規則について、最新の法令改正に伴う必要な修正を行うとともに、今後施行される関係規定を参考として追記した。</p> <p><b>第4章 じん肺法（抄）</b> ・罰則の第45条および第46条を削除した。</p> <p><b>第5章 じん肺法施行規則（抄）</b> ・特になし</p>	116-117 —
<p><b>参考 その他の関係法令等</b> ・参考4：最新の告示（令和4年11月17日厚生労働省告示第335号）に改めた。 ・参考6：最新の告示（令和5年4月17日厚生労働省告示第174号）に改めた。 ・参考7：最新の告示（令和2年4月22日厚生労働省告示第192号）に改めた。 ・参考8：令和5年3月に策定された「第10次粉じん障害防止総合対策（抄）」を掲載した。 ・参考9：最新の通達（平成29年6月21日基発0621第32号）に改めた。 ・参考10：令和2年7月に改正された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（抄）」を掲載した。</p>	243 245-247 248-250 251-256 257-258 259-269

中央労働災害防止協会